

## 兵庫県公立大学法人教職員懲戒規程

### (趣旨)

**第1条** この規程は、兵庫県公立大学法人教職員就業規程(平成25年公立大学法人兵庫県立大学規程第25号。以下「就業規程」という。)第41条の規定に基づき、兵庫県公立大学法人(以下「法人」という。)に勤務する教職員(就業規程第3条第1項及び第2項に規定する教職員をいう。以下「教職員」という。)の懲戒に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

**第2条** この規程において、「教員」とは、就業規程第2条に定める教員をいう。  
2 この規程において、「学部長等」とは、兵庫県公立大学法人組織規程(平成25年公立大学法人兵庫県立大学規程第1号)第10条から第14条第1項で定める組織の長をいう。

### (懲戒の手続)

**第3条** 教職員に対し、戒告、減給、停職又は懲戒解雇の処分(以下「懲戒処分」という。)をするには、その教職員が就業規程に定める懲戒の事由のいずれかに該当すると認められる客観的事実の明らかな場合でなければならない。  
2 懲戒処分は、その理由を記載した書面を当該教職員に交付して行わなければならない。  
3 懲戒処分は、理事会の議決に基づき理事長が行う。  
4 懲戒処分の効力は、第2項の書面を教職員に交付したときに発生する。  
5 第2項の書面の交付を行う際に、これを受けるべき教職員の所在を知ることができない場合においては、その内容を民法(明治29年法律第89号)第98条第2項に定める方法によって公示することにより、懲戒処分の意思表示を行う。この場合には、民法第98条第3項の規定により、公示された日から2週間を経過したときに書面の交付があったものとみなす。

### (教員の懲戒)

**第4条** 教員の懲戒処分は、前条に定める手続のほか、次条から第11条までに規定するところによる。

### (懲戒処分の検討)

**第5条** 学部長等は、所属の教員に就業規程第39条第1項各号に掲げる懲戒事由(以下「懲戒事由」という。)に該当するおそれのある事案が発生した場合

には、速やかに理事長に報告しなければならない。

- 2 前項の報告は、学長を経由するものとする。
- 3 理事長は、前項の報告等により把握した懲戒事由に該当するおそれのある事案（学部長等に係る事案を含む。）について、懲戒処分の検討が必要であると認めるときは、次条第1項に規定する審査委員会を置くものとする。

#### （審査委員会）

- 第6条** 理事長は、懲戒処分の種類及び程度その他処分に必要な事項の審査、審査に係る事案の事実その他必要な事項の調査、審査を受ける者に対する陳述機会の付与等を行うため、教員懲戒審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。
- 2 審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、その都度別に定める。
  - 3 審査委員会が必要であると認めるときは、審査を受ける者又は参考人その他必要と認める者の出頭を求め、その意見を徴することができる。

#### （審査説明書の交付）

- 第7条** 審査委員会は、第6条第1項の審査の結果、懲戒処分を行うことが適当であると認めるときは、その者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した説明書（以下、「審査説明書」という。）を交付しなければならない。
- (1) 審査を受ける者の氏名、住所、所属組織、職名及び補職名
  - (2) 懲戒処分の種類及び程度
  - (3) 根拠
  - (4) 懲戒処分の理由
  - (5) 審査説明書の交付年月日
  - (6) 審査委員会に対して口頭又は書面で陳述することを請求できる旨の教示及び請求期間
- 2 懲戒処分の種類を懲戒解雇とする審査説明書を交付する場合には、審査委員会は、当該審査説明書を交付することについてあらかじめ学長の同意を得るものとする。
  - 3 第1項に規定する審査説明書の様式は、様式第1号のとおりとする。

#### （陳述の請求手続）

- 第8条** 審査を受ける者が前条に規定する審査説明書の交付を受け、陳述の機会を請求するときは、その者（以下「請求者」という。）は、審査説明書を受領した日の翌日から起算して14日以内に審査委員会に対し、その旨を記載し

- た請求書（以下「陳述請求書」という。）を提出しなければならない。
- 2 前項に規定する陳述請求書には、請求者が必要と認める資料を添付することができる。
  - 3 第1項に規定する陳述請求書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
    - (1) 請求者の氏名、住所、所属組織、職名及び補職名
    - (2) 陳述請求の理由
    - (3) 陳述の方法
  - 4 第1項に規定する陳述請求書の様式は様式第2号のとおりとする。
  - 5 陳述請求書に記載した事項を変更しようとするときは、請求者は遅滞なくその旨を審査委員会に書面で届け出なければならない。
  - 6 審査を受ける者が第1項の期間内に陳述請求書を提出しなかったときは、陳述の機会を放棄したものとみなす。

#### （陳述請求の取下げ）

- 第9条** 請求者は、その者の陳述請求に係る審査委員会の審査が終了するまでの間は、いつでも陳述請求を取り下げることができる。
- 2 前項に規定する陳述請求の取下げは、書面をもって審査委員会に申し出なければならない。

#### （陳述）

- 第10条** 審査委員会は、陳述請求書を受領したときは、その措置を決定し、必要と認められる事項を次項に定める口頭陳述の日又は陳述書提出期日の5日前までに請求者に書面で通知するものとする。
- 2 請求者は、審査委員会から口頭陳述の通知を受けたときは、指定された日時及び場所において陳述し、書面陳述の通知を受けたときは、指定された期日までに陳述書を審査委員会に提出しなければならない。
  - 3 請求者が病気その他やむを得ない理由で指定された期日に口頭陳述ができないとき又は陳述書を提出できないときは、その日時の変更を書面をもって請求することができる。
  - 4 審査委員会は、前項の規定による請求が正当な理由に基づくものと認めるときは、新たな日時を指定し、書面で通知しなければならない。
  - 5 陳述書その他の資料の補充、訂正又は変更は、書面によらなければならない。
  - 6 請求者が正当な理由がなく指定された期日に口頭陳述をしなかったとき又は陳述書を提出しなかったときは、陳述の機会を放棄したものとみなす。

**(理事長への報告)**

**第 11 条** 審査委員会は、第 6 条から前条までに規定する審査、調査、陳述の結果等について、書面により理事長に報告するものとする。

2 前項の場合において、懲戒解雇を相当とする報告は、学長の同意がなければ行うことができない。

3 前項の規定による学長の同意は、教員の解雇に係る学長の申出とみなす。

**(減給の方法等)**

**第 12 条** 減給の方法及び期間の計算については、別に定める。

**(補則)**

**第 13 条** この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則 (平成 27 年 2 月 12 日改正)**

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則 (平成 29 年 3 月 31 日改正)**

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則 (令和 3 年 3 月 31 日改正)**

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。